

戒 告 書

本籍又は住所

氏名又は名称 につぼん丸船長（現在） あて

監査年月日 平成31年1月8、10、15、16、25日

監査場所 商船三井客船(株)本社及び三菱重工業(株)横浜製作所内 他

船舶番号 131992 船名 につぼん丸

上記監査の結果、下記のとおり船員法違反事実が確認されたので、船員法第106条に基づき注意を喚起するとともに、乗組員の酒気を帯びた状態による航海当直についての再発防止措置を講じるなど、「につぼん丸」において将来再び同様な違反が生じないよう戒告します。

違反事項

関係条項

1. グアム島アプラ港において、出港時、船長（当時）が自ら操縦装置（ジョイスティック）を操作して操船していたが、航海計器を確認することなく操船したために、船を前進させるべきところ、誤って後進させ、さらに、船長の操船の誤りに気づいた航海士からの注意も聞かずに後進を続け、平成30年12月30日（日）21時14分ごろ（現地時間）、船体後部を栈橋に接触する事故が発生した。

船員法第14条の4
(船員法施行規則第3条の5)
(航海当直基準告示
II 1 (1) 二(一))

2. 船長（当時）は、船長という航海当直基準の遵守に責任を負う立場にありながら、出港の約3時間前まで機関長（当時）と共に飲酒を行っていた。この結果、酒気を帯びた状態の機関長（当時）を航海当直に就かせた。

船員法第14条の4
(船員法施行規則第3条の5)
(航海当直基準告示 I 2(5))

平成 31年 3月 8日

国土交通省海事局安全政策課

東京都千代田区霞が関2-1-3

安全政策課長

船員労務官 石原典雄